

人事・賃金制度改悪反対！ シリーズ⑤

なぜ示さない！ 指導職の生涯賃金

4月23日に開催された「新しい人事・賃金制度等の見直し」に関する申し入れ（『申第38号』）第2回団体交渉で本部は、会社が示した生涯賃金が主任職（C等級）以上であったため、指導職（S等級）の生涯賃金について質問しました。会社は「手元に示すものがない」と回答しました。

会社は「現行制度と同等、あるいはそれ以上の生涯賃金となる」とした上で、管理職と主任職の生涯賃金の例を下表の通り提示しました。しかし、なぜ指導職の生涯賃金を示さなかったのでしょうか。多くの社員は指導職以下です。JR東海労に至っては、管理職はおらず、主任職と指導職以下が約半数ずつです。「示すものがない」のではなく、示すと都合が悪いのでしょうか？ しっかりと示すべきです。

リニア中央新幹線建設のために、1円でも人件費を抑えなければならない状況の中、会社にとっては賃金の増額は資本の論理に矛盾した行為です。どこかを増額すれば、どこかを減額しなければなりません。「苦勞した者が報われる」との美句の裏で、指導職の賃金減額は絶対にあってはならないことです。

退職時各職群の生涯賃金（例）

退職時職群	学 歴	現行制度の生涯賃金	制度改正後の生涯賃金
L 2 (管理職)	高 卒	2億8,043万3,000円	2億8,408万7,000円
	大 卒	2億7,405万9,000円	2億7,884万2,000円
C 2 (主任職)	高 卒	2億5,573万7,000円	2億5,716万1,000円
	大 卒	2億4,328万1,000円	2億4,721万4,000円
S 3 (指導職)		未回答	未回答

私たちが知りたいのは、S 3 (指導職) の生涯賃金の比較です